

北広島市税条例の一部改正について

1 改正概要

国の税制改正に伴い地方税法が一部改正となったことから、軽自動車税環境性能割が創設され不申告時の過料規定を設けること、及び法人市民税法人税割の税率を引き下げるものです。

この改正については、消費税率が引き上げとなる平成 31 年 10 月より適用の予定です。

2 軽自動車税環境性能割の創設に伴う不申告時の過料規定

項目	説明
内容	平成 31 年 10 月に消費税率を 8% から 10% に引き上げる改正に伴い、軽自動車の購入時に環境性能に応じた税金（環境性能割）が創設される改正に伴い、他の申告を必要とする税同様に申告をしなかった（不申告）場合に過料を科すことができる規定を設けるものです。
改正案	市税条例第 69 条の 8_環境性能割の不申告に係る過料に関する規定の追加（地方税法第 457 条関連） 申告が必要な市税については、申告、報告がない場合に 10 万円以下の過料を徴収する規定 過料の規定を設ける理由 地方税法の改正では、市町村は申告が必要な税に対し申告をしなかった場合に過料を科すことができる規定となっており、既存の税目においても規定を設けていることから、新たに創設される環境性能割についても規定を設けることとします。
適用時期	平成 31 年 10 月 1 日以降に購入する軽自動車について、環境性能について申告がない場合適用となります。

3 法人市民税法人税割税率の引き下げ

項目	説明
内容	市町村間の税収の偏りを是正するため、法人市民税法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原資となることに伴い、消費税率の引き上げられる平成 31 年 10 月 1 日から法人市民税法人税割の税率が引下げられるものです。 法人市民税法人税割の税率については、地方税法で標準税率（※1）と制限税率（※2）が定められており、市町村はその範囲内で税率を定めることができます。 現行は、制限税率を採用しており、改正後も制限税率を採用するものです。

改 正 案	税率表（法人市民税法人税割）		
	区 分	現 行	改 正 後
	標 準 税 率	9.7%	6.0%
	制 限 税 率	12.1%	8.4%
	参考：		
	地方法人税（国税）税率	4.4%	10.3%
	改正後も制限税率を採用する理由		
	<p>下表の「影響見込額」のとおり、改正後に標準税率を採用した場合の減収見込額が多額であり、財政に与える影響が大きいことから、改正後においても安定した税収を確保するために制限税率である 8.4%を採用するものです。</p>		
	影 響 見 込 額		
	平成 28 年度法人市民税現年度調定見込		729,000 千円
法人税割		472,000 千円	
均 等 割		257,000 千円	
標準税率を採用した場合の減収見込額 (減収率約 32.8%)	①	▲238,000 千円	
制限税率を採用した場合の減収見込額 (減収率約 19.8%)	②	▲144,000 千円	
①と②の差額		94,000 千円	
適用時期	平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人市民税から適用 (課税年度としては、平成 32 年度分から影響が出ます。)		
参 考	<p>法人市民税の課税額について</p> <p>法人市民税は、①均等割と②法人税割の合算額で課税されます。</p> <p>①均 等 割：資本金等の額や従業員数により6万円～360万円まで9区別の税額があります。</p> <p>②法人税割：法人税割額 = 法人税額（国税）×税率（現行 12.1%）</p> <p>※概略の計算であり、一部省略しています。</p> <p>(※1) 標準税率：市町村が課税する場合に通常その税率によるべきものとして定められている税率で、財政上その他の必要があるときは、それによらなくてもよいとされています。</p> <p>(※2) 制限税率：課税する場合にこの税率を超えて課税してはならないと定められている税率です。</p>		

4 市民参加（パブリックコメント）

募集期間	<p>平成 29 年 7 月 1 日(土)から 7 月 31 日(月)まで、市民参加（パブリックコメント）による意見募集を行います。</p> <p>内容は、7 月 1 日号広報(概要)、市ホームページ、市役所税務課、各出張所、エルフィンパーク、団地住民センター、東記念館、図書館、夢プラザにて公表しており、閲覧、応募することができます。</p>
------	--